

微量（低濃度）PCB 汚染絶縁油無害化処理に関する焼却処理条件の推移

| PCB 処理の推移  | PCB 濃度の規定  | 燃焼温度の条件   | 無害化処理施設（焼却）の認定数                                  |
|--|--|---|--|
| S47年 PCBの製造中止、回収・保管の行政指導<br>(S49年 化審法が制定)  |  |   |  |
| S51年 PCBの焼却処理条件を廃掃法にて規定  | 濃度範囲の概念なし  | <u>1,100℃以上・2秒間</u>                               |  |
| H13年 (ストックホルム条約締結<br>→H40年までの処理義務)<br>PCB処理特措法制定<br>→国によるPCBの処理体制の整備を規定<br>→H16年 JESCO発足(化学処理) |  |   |  |
| H14年 <u>PCB不使用の機器に微量のPCBが混入していることが判明</u><br>(約77%は10mg/kg以下、約99%は100mg/kg以下と推計された。)            | 微量PCB: 微量のPCBにより汚染された絶縁油(数ppm~数十ppm程度)                       |   | 微量PCBの存在が発覚                                      |
| H17年 環境省が微量PCBの焼却実証試験を開始   | →微量PCBが対象  | 850℃以上で安全に処理されたことを確認。                             |  |
| H21年3月 中環審専門委員会の提言を受け、<br><u>廃掃法を改定</u><br>→無害化処理認定制度に微量PCBを追加                                 | → <u>微量PCBが対象</u>  | <u>まず1,100℃以上の施設を認定する。それ未満の温度は実証試験を進める。</u>       |  |
| H21年 環境省が微量以外のPCB廃棄物について<br>焼却実証試験を開始  | →微量PCB以外も対象  |   |  |
| H23年10月 環境省 第1回「PCB廃棄物適正<br>処理推進に関する検討委員会」   |  |   | H22年12月<br>第1号認定<br>H23年6月<br><u>第2号認定 (TRP)</u> |
| H24年8月 第9回同委員会   | <u>5,000mg/kg以下を認定施設の処理対象とする。なお実証試験で確認された濃度範囲内で処理するのが適当。</u> | <u>微量PCBに限り、850℃・2秒間の施設も認定する。それ以外の物は実証試験を進める。</u> |  |
| H27年1月 第13回同委員会  | <u>一般的に850℃・2秒間で低濃度PCBの適正処理は可能と考えられ、これを踏まえ許可要件を変更する。</u>     |   |  |
| H27年12月 廃掃法施行規則改定  |  | <u>850℃以上・2秒間</u>                                 |  |
| H29年1月 焼却処理ガイドラインの改定   |  | <u>850℃以上・2秒間</u>                                 | ↓  |
| (現在) H29年10月   |  |   | 22施設が認定  |